

## 19 ニヶ領用水水門操作協約【建設緑政局河川課】

### 第1章 総 則

- 第1条 この協約は昭和24年6月15日の協定（以下「協定」という。）の趣旨に基づいて現地の状況に即応し円滑なる取水を行うと共に治水の完璧を図ることを目的とする。
- 第2条 この協約に於て「水門」とはニヶ領用水の取水口水門及び堰堤放水門をいう。
- 第3条 この協約に於て関係者とは建設省、東京都及び神奈川県をいう。
- 第4条 協定及びこの協定の確実な実施については関係者は各々緊密な連絡を図るとともに最善の努力を払わなければならない。

### 第2章 管 理

- 第5条 水門の操作は協定及び協約に基づいて稲毛、川崎ニヶ領用水の管理者（以下「用水管理者」という。）である川崎市長がこれを行う。
- 第6条 用水管理者は予め水門看守員を定めこれを関係者に届出なければならない。
- 第7条 用水管理者は水門操作に要する材料、器具及び器材の種類及び数量を定めこれを一定個所に常置しなければならない。
- 第8条 出水及び渴水の場合は用水管理者は臨機の処置をとると共に速やかにこれを関係者に報告しなければならない。
- 2 事故又は故障によって水門操作不能の場合は前項に準じて処置しなければならない。
- 第9条 用水管理者は毎年3月及び7月の2回に亘り関係者立会の上水門操作の点検を受けなければならない。

### 第3章 取 水

- 第10条 取水の流量配分は「協定」による。
- 第11条 菅及び駒井の河川の表流量並びにニヶ領用水の取水量は流速計を用いた実測法によるものとする。
- 第12条 前条に定めるもののほか取水量については、建設省の実測により関係者の承認を得た場合は流量曲線による方法をとることができる。
- 第13条 渴水の場合は菅地先表流量が毎秒56立方メートルに達した時建設省より関係者に通達し以後は「協定」に基づいて処理しなければならない。

### 第4章 出水時の処置

- 第14条 出水又はそのおそれのある場合は建設省の指示により用水管理者は遅滞なく堰堤放水門を開いて治水に支障ないように処理しなければならない。

### 第5章 費用負担及び義務

- 第15条 この協約に定めるものの内水位流量の観測に要する費用については東京都及び神奈川県がこれを負担しなければならない。
- 第16条 水門の操作不良のため河川の付属物及び河川の工作物に著しく損害を与えた場合は用水管理者はその責を負わなければならない。

### 第6章 雑 則

- 第17条 この協約の変更及び追加を要する場合は関係者の協議決定を経なければならない。

### 附 則

この協約は昭和24年8月15日より実施する。

協約者	東京都知事
	安 井 誠一郎
協約者	神奈川県知事
	内 山 岩太郎
立会者	建設省関東地方建設局長
	井 上 清太郎